

# 課題に対する検討の 方向性について(案)

# (1) 発生抑制について

青字: 新規追加事項

- 論点
  - ・建設ストックを大切にするという国民全体の意識改革が必要
  - ・発生抑制、長寿命化への積極的な取組が必要

関係者ごとの課題として再整理すると

関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者 発注者 設計者	<p>社会資本、建築物の更新需要や建て替えニーズが高まっている</p> <p>新築・新設の設計の際に、施工時や、将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない</p>	<p>高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎えている</p> <p>住宅・建築物の社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいる</p> <p>発生抑制を評価する仕組みが整っておらず、発生抑制に対して体系的に取り組めていない</p>	<p>社会資本については、戦略的な維持管理の推進による構造物の長寿命化を図れないか</p> <p>住宅についても、適切な維持・管理等により長寿命化を図れないか</p> <p>既存建築ストックの再生・活用を図れないか</p> <p>発生抑制に関する評価指標(CO2排出量低減等の環境負荷の軽減などを設定し、発生抑制の優良事例の発信、表彰を行うなど、効果の「見える化」を図れないか</p> <p>設計時に、発生抑制や長寿命化に資する構造(老朽化しやすい部材の容易な取り替え等修繕しやすい構造)、資材(耐腐食性等)、工法(路面掘削を伴わない埋設管の設置等)等の採用を促すことができるか</p> <p>社会資本や建築物は地域にとって重要なストックであり、大切にしようという意識を醸成していくことができるか</p>	<p>国は、予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的な施設管理手法を確立すべき※1</p> <p>国は、住宅の長寿命化(200年住宅)を推進するため、総合的な施策を講じ、超長期住宅の普及を図るべき※2</p> <p>国は、官庁施設について、既存建築物の物理的劣化の回復のみならず社会的な機能劣化にも対処し、民間に率先して既存ストックの有効活用を図るべき※3</p> <p>国は、廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むため、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標について検討すべき※4</p> <p>行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき※5</p> <p>国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、客観的に評価し、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき※6</p> <p>国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべき※7</p> <p>国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて検討すべき※8</p> <p>公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき※9</p> <p>国は関係者とともに、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき※10</p>
施工者	<p>新築・新設の施工時に発生する端材等や、修繕時に発生する廃棄物について、発生抑制の余地があるのではないか</p>	<p>発生抑制を評価する仕組みが整っておらず、発生抑制に対して体系的に取り組めていない【再掲】</p>	<p>発生抑制の取り組みに対して評価する仕組みが整備できないか</p> <p>発生抑制に資する工法を幅広く採用できるようNEIIS(新技術情報提供システム)等の活用を促せないか</p> <p>発生抑制に関する講習会・研修開催を促進できないか</p>	<p>国は、廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むため、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標について検討すべき【再掲】※4</p> <p>行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき【再掲】※5</p> <p>国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、客観的に評価し、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき【再掲】※6</p> <p>国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべき【再掲】※7</p> <p>国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて検討すべき【再掲】※8</p> <p>公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき【再掲】※9</p> <p>関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべき※12</p>
廃棄物処理業者 収集運搬業者 中間処理業者 再資源化業者	《対策の主体とはなりにくい》			
資材製造者	<p>発生抑制や長寿命化に必要な資材の市場の育成が必要</p> <p>新築・新設の施工時に発生する梱包材等について、発生抑制の余地があるのではないか</p>	<p>発生抑制に対する発注者の関心、評価が必ずしも高くない</p>	<p>JIS等の公的規格において、発生抑制や長寿命化の要件を具体化できないか</p>	<p>国は関係者とともに、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき【再掲】※10</p>

※「設計者」とは、工事施工会社内の設計部門や、発注者内における設計部門等も含む

## (2) 建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用について

### ● 論点

- ・建設発生土の需要と供給がアンバランス
- ・建設発生土が供給過多でありながら、新材が利用されている
- ・建設汚泥再生品の利用の促進が必要
- ・汚染土壌、自然由来の重金属等を含む土砂がある

関係者ごとの課題として再整理すると

青字:新規追加事項

関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者				
発注者 設計者 施工者	<p>需給のアンバランスは改善傾向にあるが、依然として建設発生土搬出量は土砂利用量の2倍</p> <p>建設発生土が供給過多状態でありながら、新材が利用されている(更なる工事間利用が必要)</p> <p>建設汚泥の再生品の利用が必ずしも十分に進んでいない</p> <p>建設発生土の工事間利用に際して、自然由来の重金属等を含む土砂の扱いに配慮が必要</p>	<p>土木工事は、工事内で切土・盛土量のバランスをとるよう努めているが、土砂利用量より発生土量が多くなりがち</p> <p>埋戻土として、建設発生土の利用が排除されている基準類が残っている</p> <p>工期、品質(土質)がミスマッチ</p> <p>工事間で、発生土に関する精度の高い情報を前もって共有できていない</p> <p>建設汚泥処理土は、建設発生土と利用用途が競合する</p> <p>建設汚泥再生品(一般市販品)についての品質基準がない</p> <p>民間工事由来の建設汚泥処理土の品質、環境安全性の担保手段がない</p> <p>自然由来の重金属等を含む土砂は、使用環境に応じて環境汚染につながる可能性がある</p>	<p>発生土抑制の観点から、さらなる設計の合理化や施工法の改善を推進できないか</p> <p>5年程度の中期的な土砂の需給動向を情報化し、設計に反映できないか</p> <p>基準類の点検が必要ではないか</p> <p>新材利用を抑制する仕組みをつくれぬか</p> <p>ストックヤードの確保と有効活用が促進できないか</p> <p>発注者間の調整について、利用ルールの整備も含め、改善を図れないか</p> <p>発生抑制のより一層の徹底と、建設発生土と一体となった工事間利用のより一層の促進を図れないか</p> <p>一般市販品についても品質基準を設けられないか</p> <p>民間工事由来の建設汚泥処理土の品質等を担保する仕組みをつくれぬか</p> <p>自然由来の重金属等を含む土砂の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法を確立する必要があるのではないか</p>	<p>公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき【再掲】※9</p> <p>国は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適時設計に織り込んで需給バランスの改善を図るための仕組みについて検討すべき※13</p> <p>行政は、埋戻土として建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべき※14</p> <p>公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか検討すべき※15</p> <p>公共工事の発注者は、民間の土質改良プラントについて、ストックヤード機能としての活用できないか検討すべき※16</p> <p>国は民間工事由来の建設発生土の活用にあたって課題を整理し、工事間利用に関するルールについて検討すべき※17</p> <p>国は、建設発生土を有効活用した砂利採取地等の自然修復を図るための仕組みについて検討すべき※18</p> <p>公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき【再掲】※9</p> <p>国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき※19</p> <p>国は、民間工事由来の建設汚泥処理土の活用にあたって課題を整理し、工事間利用に関するルールについて検討すべき※20</p> <p>国は、自然由来の重金属等を含む土砂の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべき※21</p>
廃棄物処理業者 収集運搬業者	《対策の主体とはなりにくい》			
中間処理業者 再資源化業者	建設汚泥再生品の利用用途が限られている	建設汚泥再生品(一般市販品)についての品質基準がない【再掲】	<p>一般市販品についても品質基準を設けられないか【再掲】</p> <p>建設産業以外に建設汚泥再生品に関する市場の育成を図れないか</p>	<p>国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき【再掲】※19</p> <p>再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべき※22</p>
資材製造者	建設汚泥再生品の利用用途が限られている【再掲】	建設汚泥再生品(一般市販品)についての品質基準がない【再掲】	<p>一般市販品についても品質基準を設けられないか【再掲】</p> <p>建設産業以外に建設汚泥再生品に関する市場の育成を図れないか【再掲】</p>	<p>国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき【再掲】※19</p> <p>再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべき【再掲】※22</p>

### (3) As塊、Co塊の再生利用について

青字：新規追加事項

● 論点

- ・将来的にCo塊と再生砕石の需給バランスが崩れる可能性がある
- ・再リサイクル、再々リサイクルに向けて技術的課題等がある

課題及びその原因を再整理すると

品目	課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
コンクリート塊について	コンクリート用再生骨材の使用用途が限られている	現行基準では、コンクリート用再生骨材はJISコンクリートとして利用できないものがある	全てのコンクリート用再生骨材についてJIS規格として位置付けられないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用について、公共工事での活用について検討すべき ※23</li> <li>・国は関係者とともに、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けて、品質管理等の課題について検討すべき ※24</li> </ul>
アスファルト塊について	再リサイクル、再々リサイクルに関する技術開発等に課題がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>他産業由来の再生材含有物の再リサイクル等に関する指針類が整備されていない</li> <li>改質アスファルトや排水性舗装の(再)リサイクルが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の履歴や性状、組成物質に関する情報の共有化を推進できないか</li> <li>再リサイクルに関する技術開発を促進できないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、熔融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべき ※25</li> <li>・国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時まで、社会資本の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき ※26</li> <li>・国は、排水性舗装の再生利用や、繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用に関する研究を行うべき ※27</li> </ul>

# (4)再生資材の調達について

青字・新規追加事項

● 論点

- ・再生資材の利用促進が必要
- ・原材料の品質・履歴等の情報が不足している
- ・リユースの取組を上流段階から検討すべき

関係者ごとの課題として再整理すると

関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者				
発注者 設計者	再生資材の利用について 取り組みが必ずしも十分 でない	コスト高であれば、積極 的に採用しようという意識 が働かにくい	CO2排出量低減等の環境負荷の軽減 など再資源化の質とコストとの関係につ いて整理し、“見える化”を図れないか	国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO 2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減 効果について簡便に算定するための手法につ いて検討すべき【再掲】※7
	施設の更新時に発生する 建設資材等について、他 工事を含め再使用する余 地があるのではないかと	他産業廃棄物再生資材 に関する情報を十分持た ず、品質・環境安全性に 対して確信が持てない	他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的 規格で位置付けられないか	国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 とその確認手法について検討すべき※28
	再生資材の搬入に関する 実態把握が十分でない	再生資材の定義が必ずし も明確でない	原材料の履歴や性状、組成物質に関す る情報の共有化を推進できないか【再 掲】	国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設時から解体時 まで、建築物や構造物の履歴情報（設計情報、 材料、資材製造者名簿等）が蓄積され、活用で きる仕組みを検討すべき【再掲】※26
	再生資材の搬入に関する 実態把握が十分でない	再生資材の定義が必ずし も明確でない	所要の品質、性能を明示した上で、設 計者や施工者からの提案の積極的な受 け入れを推進できないか	公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、 VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイ クルの観点から設計の合理化や工法の改善 を促進すべき【再掲】※9
	再生資材の搬入に関する 実態把握が十分でない	再生資材の定義が必ずし も明確でない	現場内利用や工事間利用をより一層促 進できないか	国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準 について検討すべき※29
	再生資材の搬入に関する 実態把握が十分でない	再生資材の定義が必ずし も明確でない	リユースに関する利用用途別の品質基 準を設けられないか	
	再生資材の搬入に関する 実態把握が十分でない	再生資材の定義が必ずし も明確でない	リユースの実態把握等ができないか	
施工者	再生資材の利用について、 取り組みが必ずしも十分 でない【再掲】	再生資材を利用しても、コ ストメリットがない場合が ある	再生資材利用の取り組みに対して評価 する仕組み（例：国土交通省が行って いる「総合評価制度」の評価項目など）が 整備できないか	行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを 実施している事業者に対する表彰制度を充実 すべき【再掲】※5 ・国は、質の高い建設リサイクルを推進している 企業（発注者、施工者、処理業者）について、 情報を収集し、客観的に評価し、それらの情 報を発信するための仕組みについて検討す べき【再掲】※6 ・関係者は、再生資材利用箇所等への標識設 置等により、建設リサイクルへの取組状況に ついて広くPRを実施すべき※31
廃棄物処理業者				
収集運搬業者 中間処理業者	《対策の主体とはなりにく い》			
再資源化業者	他産業廃棄物再生資材 の利用においては、品質、 環境安全性の確認等が 必要	他産業廃棄物再生資材 の品質・環境安全性の確認 項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備	原材料の履歴や性状、組成物質に関す る情報の共有化を推進できないか【再 掲】	国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設時から解体時 まで、建築物や構造物の履歴情報（設計情報、 材料、資材製造者名等）が蓄積され、活用で きる仕組みを検討すべき【再掲】※26
			他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的 規格で位置付けられないか【再掲】	国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 とその確認手法について検討すべき【再掲】 ※28
資材製造者	品質・環境安全性の十分 な説明責任が必要	他産業廃棄物再生資材 の品質・環境安全性の確認 項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備【再掲】	原材料の履歴や性状、組成物質に関す る情報の共有化を推進できないか【再 掲】	国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設時から解体時 まで、建築物や構造物の履歴情報（設計情報、 材料、資材製造者名等）が蓄積され、活用で きる仕組みを検討すべき【再掲】※26
			他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的 規格で位置付けられないか【再掲】	国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 とその確認手法について検討すべき【再掲】 ※28

# (5)現場分別について

赤字:第5回委員会の指摘を受けた修正事項

青字:新規追加事項

## ●論点

- ・分別解体等の共通ルール等が必要
- ・分別解体等の積極的な取組が必要
- ・再資源化に支障をきたす資材等の分別に配慮が必要

関係者ごとの課題として再整理すると

関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者 発注者	分別解体に関する関心が必ずしも高くない	解体工事は非生産的であるため、コストが安ければ解体後の処理内容等は不問という考えがあり、適正な分別解体コストを負担しようとする意識が低い場合が多い	分別解体への関心を高めるため、一般市民を含む発注者に対し、解体から適正処理までのトータルコストに関する情報を提供する等、啓発活動を強化できないか 発注者が適正な分別解体コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか、仕組みをつくらせないか	行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用を適正に負担するよう啓発を行うべき※29 関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき※30
設計者 施工者	分別解体や現場分別について、取組が十分でない場合や不適切な場合がある	分別解体や現場分別に対して意識が低い場合がある 適正な分別解体に必要なコストが負担されている場合がある 都市部の新築・増改築工事など、分別スペースが十分に確保できない場合がある 現場分別の程度が施工者によってばらばらであるとともに、再資源化業者の受入基準と合わず、混合廃棄物となっている場合がある 再資源化に支障をきたす建材の現場分別が徹底されていない場合がある	解体工事等が適正に施工されているか、現場の「見える化」を図れないか ゼロエMISSIONの取組に対して、優良業者の認定や表彰等を行えないか 作業員への教育を高められないか 発注者が適正な分別解体コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか【再掲】 現場条件に応じて現場分別の品目や方法を定める等、ルールやガイドラインを策定し、関係者間で情報の共有化を図れないか 新築・新設時の設計情報等が解体時まで保存される仕組みをつくらせないか 設計段階で、解体時の分別解体のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促せないか	国は、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を促進するための方策について検討すべき※31 公共工事の発注者は電子マニフェストの利用を段階的に原則化していくなど、電子マニフェストの普及に務めるべき※32 行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき【再掲】※5 国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、客観的に評価し、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき【再掲】※6 関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべき【再掲】※12 国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべき※33 関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき【再掲】※30 国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき※34 国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時まで、建築物や構造物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき【再掲】※26 国は関係者とともに、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき【再掲】※10
廃棄物処理業者 収集運搬業者	廃棄物が少量化・小口化され、運搬が非効率になるおそれがある	今後現場分別を進めいくと、廃棄物がより一層少量化・小口化される	小口巡回回収システムの実現や、広域認定制度の活用を図れないか	国は関係者とともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべき※36
中間処理業者 再資源化業者	分別解体や現場分別について、施工者の取組が十分でない場合や不適切な場合がある	再資源化に支障をきたす建材の現場分別が徹底されていない場合がある 現場分別の程度が施工者によってばらばらであるとともに、再資源化業者の受入基準と合わず、混合廃棄物となっている場合がある【再掲】	現場条件に応じて現場分別の品目や方法を定める等、ルールやガイドラインを策定し、関係者間で情報の共有化を図れないか【再掲】	国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき【再掲】※34
資材製造者	分別解体が困難な資材がある	現場で分離が困難な複合材が多数製造されている	分別解体に配慮した資材の使用を推奨することはできないか	国は関係者とともに、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき【再掲】※10 国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時まで、建築物や構造物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき【再掲】※26 国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者と再資源化業者とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき※37
	資材特性や分別方法等、資材製造者の有する専門知識が、資材の現場分別過程で十分に活用されていない	施工者、中間処理業者と資材製造者の間で、現場分別の取組となる資材に対して、情報共有する仕組みが整っていない	資材特性や分別方法に関する情報の共有化を推進できないか	

# (6)再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について

## ● 論点

- ・関係者間の情報交換を充実させる必要がある
- ・再資源化された後の最終的な需要先を把握する必要がある
- ・発注者を含めた関係者の意識向上が必要
- ・関係者間の連携による不適正処理の防止
- ・依然として建設廃棄物の不法投棄が多い

**赤字: 第5回委員会の指摘を受けた修正事項**  
**青字: 新規追加事項**

関係者ごとの課題として再整理すると

関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者 発注者	再資源化されたものが最終的に再生利用されたのか、再生利用できないものは適正に処理されたのか必ずしも十分に確認できていない	発注者へ報告すべき排出事業者が、再資源化後の最終的な需要先(不法投棄等)を把握する仕組みがない	公共工事においては、再資源化後の最終的な需要先について、排出事業者から発注者へ報告するよう契約を結ぶべきか 適正処理の確認のノウハウのない発注者が多いことから、建設行政担当部局と環境行政担当部局との連携を強化し、再資源化の実施状況についてフォローできないか	国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡方策について検討すべき※38
	再資源化に関する関心が必ずしも高くない	コストが安ければ、処理内容等とは不問という考えが一部であり、発注者及び処理業者との間で、再資源化に要するコストが適正に負担されない可能性がある	発注者が適正な再資源化コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか	関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき【再掲】※30
設計者	分別解体や現場分別について、取組が十分でない場合がある	解体工事における廃棄物発生量や工法が不明で、分別解体が十分でない場合がある	適正な分別解体コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか、仕組みをつくらせないか【再掲】 新築・新設時の設計情報等が解体時まで保存される仕組みをつくらせないか【再掲】	関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき【再掲】※30 国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時まで、建築物や構造物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき【再掲】※26
	発注者が指定処分に関するノウハウを有しない場合、再資源化等を確実に実施したり、質の高い再資源化を実施する搬出先の選定が必ずしも十分ではない	再生利用の方法による再資源化の質を考慮して搬出先を選定する仕組みがない 再資源化プロセス等、再資源化業者の事業内容や再資源化業者の優良性を判断するための情報が不十分【再掲】	良質な木材チップや、再生合材に適したアスファルト・コンクリート塊等、潜在的資源価値に関する情報を整理し、再資源化の質に関する啓発等を行えないか 建設副産物情報交換システムや優良性評価制度等を活用し、処理業者の技術力や優良性を判断するための情報の共有化を図れないか【再掲】	国は、建設副産物の潜在的資源価値について検討すべき※39 国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、客観的に評価し、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき【再掲】※6 国は、中小建設業のコンプライアンスに適した内部統制システムについて検討すべき【再掲】※35
施工者	不法投棄や再資源化と称した不適正な堆積等、一部の業者で不適正な処理が行われている	適正処理に関する意識が欠如している場合がある	建設リサイクルの一連の流れについて建設行政担当部局と環境行政担当部局が連携し適正管理できないか	国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡方策について検討すべき【再掲】※38 公共工事の発注者は電子 manifests の利用を段階的に原則化していくなど、電子 manifests の普及に務めるべき【再掲】※32
	再資源化プロセス等、再資源化業者の事業内容や再資源化業者の優良性を判断するための情報が不十分【再掲】	コストが安ければ、処理内容等とは不問という考えが一部であり、発注者及び処理業者との間で、再資源化に要するコストが適正に負担されない可能性がある【再掲】	適正な分別解体コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか、仕組みをつくらせないか【再掲】	関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき【再掲】※30
廃棄物処理業者 収集運搬業者 中間処理業者	不法投棄や再資源化と称した不適正な堆積等、一部の業者で不適正な処理が行われている	適正処理に関する意識が欠如している場合がある【再掲】	建設リサイクルの一連の流れについて建設行政担当部局と環境行政担当部局が連携し適正管理できないか【再掲】	国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡方策について検討すべき【再掲】※38 公共工事の発注者は電子 manifests の利用を段階的に原則化していくなど、電子 manifests の普及に務めるべき【再掲】※32
	分別解体や現場分別について、施工者の取組が十分でない場合や不適切な場合がある【再掲】	現場分別の程度が施工者によってばらばらであるとともに、再資源化業者の受入基準と合わず、混合廃棄物となっている場合がある【再掲】	現場条件に応じて現場分別の品目や方法を定める等、ルールやガイドラインを策定し、関係者間で情報の共有化を図れないか【再掲】	国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき【再掲】※34
再資源化業者	再生品の需給バランスが時期や地域により必ずしも均衡していない	再生品の利用用途や輸送範囲が限られている	再生品の品質に関する情報に加え、在庫に関する情報を共有すること等により、再生品の需給バランスの適正化につなげられないか	国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき※40
資材製造者	資材特性や分別方法等、資材製造者の有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されていない	施工者、中間処理業者と資材製造者との間で、現場分別の対応となる資材に対して、情報共有する仕組みが整っていない【再掲】	広域認定制度の活用等により資材製造者が再資源化の役割を一部担えないか 資材特性や分別方法に関する情報の共有化を推進できないか【再掲】	国は、資材製造者に対して、広域認定制度のより一層の活用を要請すべき※41 国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき【再掲】※37

# (7) 建設発生木材について

●論点

・サーマルリサイクルにおける建設発生木材の需要の高まりについても視野に入れつつ、再資源化市場の育成を図る必要がある

課題及びその原因を再整理すると

品目	課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
建設発生木材について	再資源化されず、縮減されているケースがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペンキ等が付着した木材チップはマテリアルリサイクルできないなど、再資源化業者の受入基準と合わず、結果的に縮減される場合がある</li> <li>地域によっては再生品の需給バランスが不均衡な場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化を円滑に進めるため、建設発生木材の分別ルールや、利用用途に応じた木材チップの品質基準を策定できないか</li> <li>需給に関する情報共有等により、再生品の需給バランスをとることができないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を策定すべき※42</li> <li>国は関係者とともに、CGA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材のサーマルリサイクルについて検討すべき※43</li> <li>国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき【再掲】※40</li> </ul>
	利用見込みのない木材チップが一部で不適正に堆積されている	→適正処理に関する意識が欠如している場合がある【再掲】	→コンプライアンスに沿って建設リサイクルが確実に実施されるよう、建設行政担当部局と廃棄物処理担当部局との連携を強化できないか【再掲】	→国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡方策について検討すべき【再掲】※38
	質の高い再資源化を実施する搬出先の選定が必ずしも十分ではない【再掲】	→再生利用の方法による再資源化の質を考慮して搬出先を選定する仕組みがない【再掲】	→良質な木材チップ等、潜在的資源価値に関する情報を整理し、再資源化の質に関する啓発等を行えないか【再掲】	→国は、建設副産物の潜在的資源価値について検討すべき【再掲】※39
				→国は、マテリアルリサイクル可能な木材チップについては、なるべくマテリアルリサイクルされるよう、関係者に対して啓発すべき※44